

事後調査の結果

調査項目 : 史跡・文化財

予測した事項 : 玉川上水に与える影響の程度

1 調査地域

事業区域内の玉川上水とした。

2 調査手法

(1) 調査事項

① 予測した事項

・玉川上水に与える影響の程度

② 予測条件の状況

・史跡指定範囲内での改変状況

③ 環境保全のための措置の実施状況

(2) 調査時点

史跡の指定範囲の改変が完了した時点とした。

(3) 調査方法

① 予測した事項

史跡の指定範囲内での改変の内容について、工事関係資料を整理するとともに、現地踏査で改変の状況を確認する方法とした。

② 予測条件の状況

工事関係資料を整理する方法とした。

③ 環境保全のための措置の実施状況

史跡の指定範囲内の改変に関する工事関係資料により確認する方法とした。

3 調査結果

(1) 事後調査の結果の内容

① 予測した事項

玉川上水の既設柵の内側（史跡の指定範囲）について、橋梁工事を除くと、史跡を改変する工事は行っていない。既設柵の外側は遊歩道または緑地として整備が行われている。

玉川上水の既設柵の内側（史跡の指定範囲）を改変する橋梁工事に当たっては、学識者、行政機関担当者（東京都、杉並区、三鷹市）、オブザーバー（文化庁担当者）で構成される「放射第5号線整備に伴う玉川上水交差部検討委員会」を設置して、以下に示す橋梁整備に当たっての配慮方針が取りまとめられた。

- 1) 素掘り法面を出来る限り保全するため、桁厚を薄くして掘削する範囲を最小化する。
- 2) 玉川上水の法面にはコンクリートと素掘りの2通りがあるが、コンクリート法面については橋台をコンクリート法面と同位置として法面の保全を図る。素掘り法面については橋台を史跡外に設置し、法面の保全を図る。
- 3) 人見街道と玉川上水の交差部に位置する大けやきの保護

橋梁工事は、同方針に基づき、既設柵の内側の一部に鋼矢板を設置したが、図4-1に示すとおり、素掘り法面側の橋台は既設柵の外側に設置して吹付け補強を行っている。コンクリート法面側の橋台はコンクリート法面と同位置に設置した。

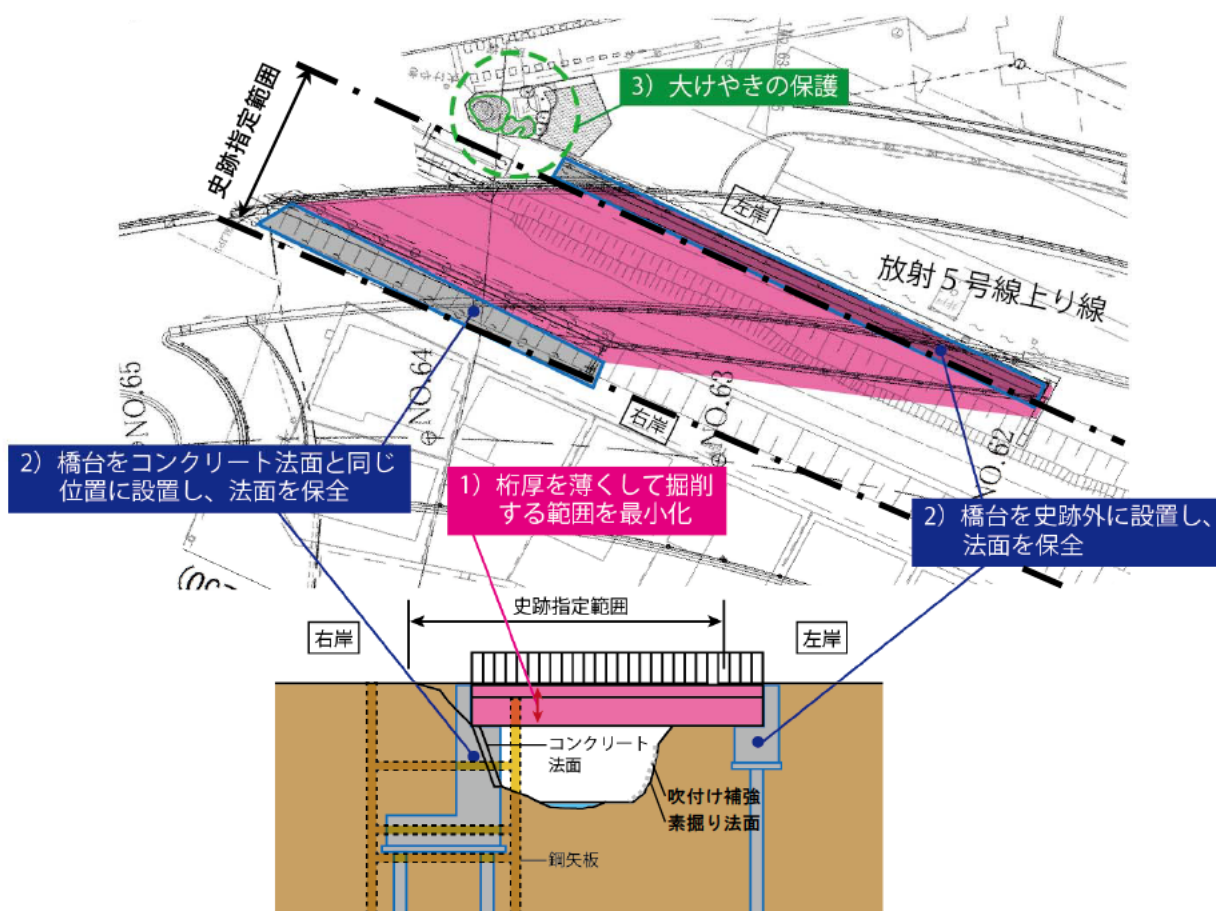


図4-1 橋梁工事における史跡玉川上水の保全

また、樹木を図4-2に示す範囲で伐採しているが、玉川上水兩岸の緑地のほとんどは残存している。

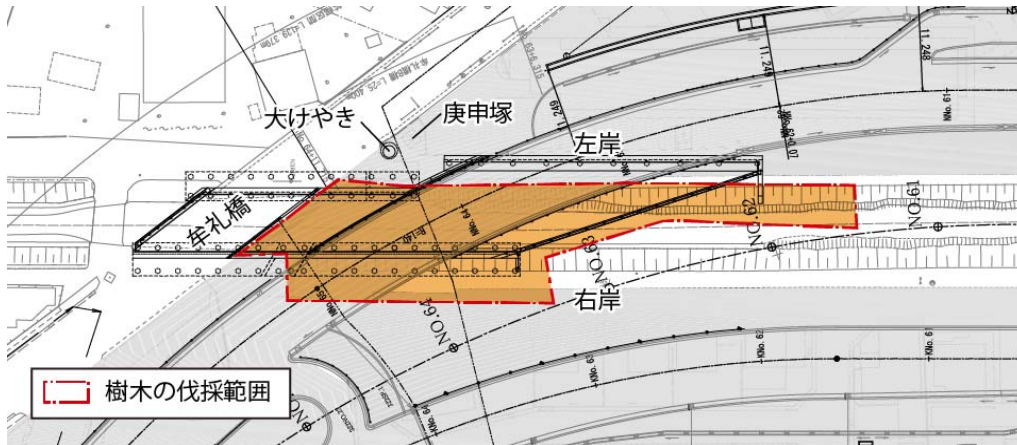


図 4-2 樹木の伐採範囲

以上のことから、事業の実施に伴う影響は小さいものと考えられる。

なお、現状変更許可申請書は平成 26 年 3 月 14 日に文化庁長官に提出し、平成 26 年 6 月 20 日に文化庁長官より許可を得ている。橋梁工事は平成 28 年 1 月から開始して、平成 30 年 6 月に完了した。

② 予測条件の状況

工事の施行中の一般部、橋梁部における建設作業振動の事後調査結果は最大 68dB であり、環境確保条例の指定建設作業の稼働に伴う振動の勧告基準（70dB 以下）を下回っている。（63 ページの表 1-21 参照）また、目視による確認では、法面の崩落等は確認されず、工事による影響は認められなかった。

よって、建設作業振動による玉川上水の水路への著しい影響は生じていないと考えられる。

③ 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1(1) 環境保全のための措置の実施状況

評価書の記載内容	実施状況
玉川上水は文化財保護法に基づく史跡に指定されたことから、関係区市の教育委員会及び文化庁等と協議し、必要に応じて環境保全のための措置を検討する。	史跡の指定範囲内で改変を行う牟礼橋付近の橋梁工事については、関係区市の教育委員会及び文化庁担当者等を委員とする「放射第 5 号線整備に伴う玉川上水交差部検討委員会」を設置し、この委員会で議論された環境保全措置を踏まえ、橋梁設計を実施した。
玉川上水に影響を及ぼさないように、新たに緑地を設置することで玉川上水の緑地帯を 18m から 25m に拡幅し、保全に努める。	玉川上水の緑地の両側に緑地を設けるため、玉川上水の緑地帯を 18m から 25m に拡幅する計画に沿って、設計・施工が行われている。玉川上水の両側は、緑道または緑地として整備された。（写真 4-1 参照）

表 4-1 (2) 環境保全のための措置の実施状況

評価書の記載内容	実施状況
玉川上水の水路及び両側の緑地を改変する新たな橋梁の設置箇所については、「玉川上水保存管理指針」に基づき、適切に対処する。また、事業区域のその他区間では改変行為は行わない。	- 史跡の指定区域内で改変を行う牟礼橋付近の橋梁工事については、「史跡玉川上水保存管理計画」*に則り、文化庁との協議を行った。その結果、橋台設置、法面保護等について、史跡の現状変更許可を得てから工事を行った。 - 事業区域のその他区間では改変行為は行わなかった。
工事の施行中に、玉川上水の水路に近い位置で建設機械が稼動する場合には、事前及び事後に写真撮影を行うなど、工事の影響の有無を確認する。また、工事の施行による玉川上水への影響が認められた場合には、関係機関と協議の上、適切に対処する。	- 史跡の指定範囲内で改変を行う牟礼橋付近の橋梁工事については、水路を管理する水道局に定期的な報告を行っている。 - 工事の施行による影響については、工事の実施前後の状況から影響がないことを目視で確認しており、関係機関と情報を共有している。 (53～55 ページの写真 1-1 参照)
埋蔵文化財については、工事の施行前に関係機関と協議し、必要に応じた対策を講じる。	工事の実施前に埋蔵文化財について、関係機関と協議を行ったが、本工事で新たな埋蔵文化財は確認されなかった。今後は、歩道の舗装工事等を行う予定であるため、新たな埋蔵文化財が確認される可能性は低い。

※：評価書作成時は「玉川上水保存管理指針」であったが、平成 15 年 8 月に「文化財保護法」に基づく国の史跡に指定され、平成 19 年 3 月に東京都水道局が「史跡玉川上水保存管理計画」を策定したものである。



写真 4-1 玉川上水緑地の状況

(2) 評価書の予測結果と事後調査の結果との比較検討

玉川上水の既設柵の内側（史跡の指定範囲）について、牟礼橋付近の橋梁工事を除くと、史跡を改変する工事を行っていない。既設柵の外側は遊歩道または緑地として整備している。

玉川上水の既設柵の内側（史跡の指定範囲）を改変する橋梁工事に当たっては、学識者、行政機関担当者（東京都、杉並区、三鷹市）、オブザーバー（文化庁担当者）で構成される「放射第5号線整備に伴う玉川上水交差部検討委員会」を設置して、橋梁整備に当たっての配慮方針が取りまとめられた。橋梁工事は、同方針に基づいて行われており、既設柵の内側の一部に鋼矢板を設置したが、素掘り法面側の橋台は既設柵の外側に設置し、コンクリート法面側の橋台はコンクリート法面と同位置に設置して法面の保全を図る方針で工事は行われている。

また、樹木を伐採しているが、玉川上水両岸の緑地のほとんどは残存していることから、橋梁工事に伴う影響は小さいと考えられる。

工事の施行中の一般部、橋梁部における建設作業振動の事後調査結果は最大 68dB であり、予測値の 58dB を上回ったものの、環境確保条例の指定建設作業の稼働に伴う振動の勧告基準（70dB 以下）を下回っており、目視による確認においても、法面の崩落等は確認されず、工事による影響は認められなかった。

よって、玉川上水に著しい影響を及ぼすことはなく、予測結果と同様に、玉川上水の保存・管理に支障が生じることはなかった。

